

SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク概要

株式会社 SBI 新生銀行

I. SBI 新生銀行ソーシャルファイナンス実施に際しての長期的なサステナビリティ方針

SBI 新生銀行グループ（以下「当行グループ」という。）は、当行グループのサステナビリティ経営における基本方針として「グループサステナビリティ経営ポリシー」を制定し、サステナビリティ経営に対する当行グループの考え方及び取組みを示している。

本ポリシーに基づき、環境課題に対してポジティブなインパクトをもたらす投融資先及び事業に対するファイナンス施策を一層推進することを目的として、SBI 新生銀行（以下「当行」という。）は、資金の貸し手としてのソーシャルファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定した。

II. 適格プロジェクトの設定

1. 新生ソーシャルファイナンスの対象となる適格プロジェクト

当行グループによるファイナンスのうち、本フレームワークの対象となるプロジェクトは、資金使途が次の[適格プロジェクトの条件]を満たすプロジェクト（以下「適格プロジェクト」という。）とする（条件を満たすプロジェクトの充当資金のリファイナンスを含む。）。さらに、借入人及びプロジェクトのスポンサーが特定の社会課題への対処又は軽減を目指すものであることが望ましい。適格性の判断に際しては、ソーシャルローン原則と整合性をとり、日本の個別状況を勘案した事業区分を示している金融庁ソーシャルボンドガイドライン付属書等も参照する。

[適格プロジェクトの条件]

社会的インパクトの実現につながっていることを前提とし、次の①及び②のいずれか又は両方を満たすプロジェクトであること。

- ①：資金使途が次の表で示す適格プロジェクトの社会的インパクトの分類のいずれかに該当し、かつ、サステナブルインパクト推進部サステナブルインパクト評価室（以下「サステナブルインパクト評価室」という。）が策定する付属書で定める適格クライテリアがあるときは、当該適格クライテリアを満たすプロジェクトであること。
- ②：ある一定の対象となる人々に対するポジティブなアウトカムの達成を追求するプロジェクトであること。

SBI 新生銀行は、本ソーシャルファイナンス・フレームワークにおける適格プロジェクトへの該当性を判断するにあたり、次の 1)から 2)までの事項を確認する。

1) プロジェクトの内容

本フレームワークの資金使途の対象となりうるプロジェクト（以下「対象プロジェクト」という。）について、プロジェクトの詳細に係る情報開示を受け、①プロジェクトの詳細（立地及び規模を含む基

本的な性質及び特徴)、②プロジェクトの対象となる人々及びプロジェクトがもたらす便益の直接的又は間接的な裨益者(ひえきしゃ)、③プロジェクトの目的(プロジェクトが対処又は軽減を目指す社会的課題)を確認する。

本フレームワークにおける、適格プロジェクトの条件への該当性の判断に際しては、プロジェクトの対象となる人々が、大多数である他者との比較において社会的に不利な立場にある人、基本的サービスを十分に受けられていない人等であるかを検討する。適格プロジェクトとしての「対象となる人々」の妥当性は、ソーシャルローン原則、金融庁ソーシャルボンドガイドライン等の例示を参考にするが、社会的に不利な立場にある人及び基本的サービスを十分に受けられていない人々の定義はそれぞれの国又は地域の文脈によって異なることから、プロジェクトが対象とする国又は地域の社会的・経済的状況の実態を考慮し妥当性を確認するものとする。

2) 社会課題との整合性及び社会的インパクトの評価

適格プロジェクトの条件への該当性の判断に当たっては、対象プロジェクトの影響が及ぶ社会における社会課題認識を確認し、それとの整合性を確認することとする。

対象プロジェクトが、目指す社会的インパクトの実現につながっているかを評価するために、アウトプット及びアウトカムを含めたインパクトパスをロジックモデルを用いて確認する。この社会的インパクトは可能な限り定量的に評価することを求め、その評価方法が妥当であるかを確認する。

社会課題を確認するために参考する資料の例としては、国連「持続的な開発目標(SDGs)」等の国際的に合意された目標、内閣府「SDGsアクションプラン」等のSDGsに関連する日本政府の施策及びその他官公庁が掲げる各種社会課題に関する施策等が挙げられる。なお、社会課題は社会・経済構造等の環境によって変化するため、社会課題認識及び求められる社会的インパクトを確認するに当たっては、常に最新の情報を参照することとする。

[適格プロジェクトの社会的インパクトの分類及び事業例]

適格プロジェクトの事業例としては次の表に掲げるものが挙げられるが、この限りでない。また、いずれもプロジェクトが対象とする国又は地域における当該プロジェクトの社会的役割及び意義を踏まえて適格性を判断する。

社会的インパクトの分類	事業例(ここでは主に日本国内の事業を想定)
ダイバーシティの推進・女性の活躍	<ul style="list-style-type: none">(社会経済的に弱い立場にある人々を対象にした) 教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム及び事業支援プログラムの提供(経営者が社会経済的に弱い立場にある) スタートアップ・起業家への投融資・支援事業ジェンダー平等の向上(女性活躍)の実績等を示す企業への投融資保育/子育て支援サービス/施設の提供介護支援サービス/施設の提供

働き方改革及びディーセントワークの実現	<ul style="list-style-type: none"> テレワークのためのICTツール（Web会議ツール等）の導入 サテライトシェアオフィスの開発 保育/子育て支援サービス/施設の提供 介護支援サービス/施設の提供
バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> デジタル・ディバイドの解消（ウェブサイト等のアクセシビリティの向上等） バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備 ユニバーサル対応の推進 障がい者を対象にしたスポーツ・レジャー機会の提供
子どもの貧困対策推進・あらゆる人々の教育機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に困窮する子どものための教育・福祉に係るプロジェクトの実施 奨学金及び教育ローンの提供 子どもに安全かつ有用なオンライン環境の構築の支援 生徒・教師のためのオンライン学習システム・ICT活用に関する研修プログラムの提供及び学校施設のインフラ整備
責任ある企業行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 人権及び企業責任（安全、賄賂・腐敗防止、公正な労働慣行、子どもの権利等）に関する研修プログラムの提供 ビジネス及び人権に関する国際的な規範等を踏まえたフェアトレードのためのプログラムの実施 社会・環境面で一定の規準等を満たす小規模な生産者・サプライヤーへの支援
健康・長寿の達成	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進及び病気予防を目的としたプログラムの提供 高度な医療栄養素の研究開発 より健康的な商品の研究開発及び販売・流通 食品の栄養価向上に向けた研究開発 最先端の医療研究施設の設立 革新的な医療技術の研究開発 健康・医療分野のICT活用（遠隔医療システムの導入等）に係るプロジェクト及び投融資
高齢社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉・介護サービスの提供 高齢者福祉施設（介護施設、医療施設、住宅施設及び文化施設を含む。）の提供 高齢者向けの介護予防（運動促進等）プログラムの提供

新型コロナウイルス感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> 医療・検査機器（検査キット等）、医薬品等（ワクチン等）の研究開発及び生産体制の整備 企業・施設・店舗等の感染症対策（検温機器導入、事業継続支援、感染防止のための備品の取得等）
経済的影響への対応	<ul style="list-style-type: none"> 感染症拡大による経済的影響を受けた中小企業等への支援（事業・雇用継続のための投融資等）
地方創生・地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業の事業支援（人材採用及び知財の共有を含む。） 地域の生活インフラ・サービスの向上（地理的条件不利地域におけるICT環境の整備等） 地域の就労支援・雇用創出支援 地域の中小企業の成長促進・支援のための投融資
持続可能で強靭な国土（防災・減災対策、インフラ老朽化対策）	<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災対策を施した施設の建築 災害時における物流施設の提供 災害時における避難場所・物資の提供 災害脆弱性・インフラ老朽化対策事業 災害復興支援事業 持続可能なまちづくりの推進事業
低所得者向けの住居支援	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者等向けの質の高い手ごろな価格の住宅の建築・改築・改修 低所得者等向けの住宅ローンの提供
国際協力（ユニバーサル・ヘルスカバレッジの推進、アジア・アフリカ等の途上国支援及び質の高いインフラの海外展開）	<ul style="list-style-type: none"> （発展途上国における）サービスの行き届いていない地域における電力へのアクセスを可能とするための支援サービスの提供 （発展途上国における）低所得層のためのきれいな飲料水へのアクセス向上のための支援プログラムの提供 （発展途上国における）衛生下水処理システム、輸送、廃棄物管理及び緑地・沿岸地の開発を含む、コミュニティの開発事業
持続可能な生産・消費の促進、並びに食品廃棄物・食品ロスの削減及び活用／国際協力（発展途上国の食料安全保障及び栄養改善の達成）	<ul style="list-style-type: none"> 食料の生産から流通までの過程（サプライチェーン）での食品ロス・廃棄問題への取組みに係るプロジェクト 持続可能な生産及び農業慣行に関する指導/アドバイス及び支援プログラムの提供 先端技術を活用した高い生産性の食料生産設備（植物工場等）の導入

(参考)「ソーシャルローン原則」に例示される適格プロジェクト

■事業区分の例

- 手ごろな価格の基本的インフラ設備（例:クリーンな飲料水、下水道、衛生設備、輸送機関、エネルギー）
- 必要不可欠なサービスへのアクセス（例:教育及び職業訓練、健康管理、資金調達及び金融サービス）
- 手ごろな価格の住宅

- ・資金供給及びマイクロファイナンスによる潜在的効果を通じた雇用創出
- ・食糧の安全保障及びサステナブルなフードシステム
- ・社会経済的向上及びエンパワーメント

■対象とする人々の例

- ・貧困ライン以下で暮らしている人々
- ・排除され、又は社会から取り残されている人々又はコミュニティ
- ・障がい者
- ・移民及び難民
- ・十分な教育を受けていない人々
- ・十分な行政サービスを受けられない人々
- ・失業者
- ・女性及びセクシュアル/ジェンダーマイノリティ
- ・高齢化社会及び弱い立場にある弱者
- ・その他、自然災害の罹災者を含む弱者グループ

(参考) 内閣府 SDGs 推進本部『SDGs アクションプラン 2023』[重点事項]

- ・People 人間：多様性ある包摂社会の実現とウィズ・コロナの下での取組み
- ・Prosperity 繁栄：成長と分配の好循環
- ・Planet 地球：地球の未来への貢献
- ・Peace 平和：普遍的価値の遵守
- ・Partnership パートナーシップ：絆の力を呼び起こす

2. プロジェクトに係るネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

適格プロジェクトが有する潜在的に重大な環境・社会的リスクの有無を評価することとし、潜在的に重大なリスクがあるときは、適切な緩和策が講じられており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の社会課題解決・緩和の効果）と比べ過大でないことについて個別に評価する。

環境・社会に対する潜在的リスクの評価においては、原則として「責任ある投融資に向けた取組方針」及び赤道原則に即した社内の環境・社会的リスク評価プロセスに準じて、金融庁等の官公庁から発行される各種ガイドライン並びに官公庁及び公的機関が定める各種社会課題に関する施策及び指針等を踏まえ、必要なレビュー及びデューデリジェンスを行うことで、ネガティブな影響の評価項目を特定する。環境・社会的リスクの評価に当たり、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、知見を有する外部専門家に照会し、判断材料とする。

(a)赤道原則適用対象案件

赤道原則に準拠していることを確認する。

(b)赤道原則適用対象外案件

サステナブルインパクト推進部サステナブルインパクト評価室が環境・社会的リスク評価に使用するチェックリストを用いて、潜在的リスク及びリスク緩和策の適切性を評価する。ただし、適格プロジェクトの性質から、潜在的なリスクの程度が低いと想定されるとき、又はプロジェクトに対する赤道原則に即した環境・社会的リスクが実務上困難なときは、赤道原則に即した社内の環境・社会的リスク評価プロセスを行わず、特定された環境・社会リスクを中心に借入人、スポンサー、適格プロジェクトを運営するアセットマネージャー等の環境・社会リスクマネジメント体制、デューデリジェンス体制等を確認することとする。

(c) 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引に該当する案件

サステナブルインパクト評価室が適格プロジェクトの環境及び社会に配慮した取組みの実施状況を確認する。

上記に加えて、適格プロジェクトが追求するインパクト領域に関わりうるプロジェクト自体において、又は借入人若しくはスポンサーの不祥事等のインシデントが発生しているときは、サステナブルインパクト評価室は当該インシデント及びこれに関する適格プロジェクトの環境社会マネジメント体制に対する評価を、本フレームワークとの適合性判断に勘案することとする。

3. 借入人及びスポンサーのサステナビリティ戦略

借入人及びスポンサーが掲げる全社的な企業理念、サステナビリティ目標及び戦略、規準、社内体制等（中期経営計画及びサステナビリティポリシーを含む。）の確認を行う。適格プロジェクトに関して、借入人及びスポンサー自らが想定している持続可能な社会、その実現のために自社として取り組むべき課題及び解決するために自社として提供できる価値、提供できる価値及びそこから生まれる環境・社会に対するインパクトと自社の企業理念や方針との整合性等について対話を通じて確認する。

特に、現時点ではサステナビリティ及びESGの取組みに対する評価が低い企業並びに市場関係者によって意見が分かれるセクター及び技術へのエクスポートナーを持つときは、サステナビリティに係る包括的な目標、その目標達成に向けたトランジションに関する計画を含む全社的な戦略、並びに自社事業に関する潜在的な環境・社会的リスクのマネジメントプロセス及びマネジメントのケイパビリティについてもヒアリングを行い、借入人及びスポンサーのサステナビリティに係る対話を実施する。

4. 運用モニタリング

本フレームワークに基づきファイナンスされる資金については、次の1)から3)までについて当行グループが適切にモニタリングできることを確認する。

1) 資金使途

全てのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に適格プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために、貸付契約等において次の（ア）から（エ）までを例とする必要な手当てがなされていることを確認する。

（ア）実行金の適格プロジェクト専用口座への入金

- (イ) (専用口座でない場合) 実行金の入出金に係る口座明細の徵求
- (ウ) プロジェクトコストに係る証ひょうの徵求
- (エ) 貸付契約書における資金使途に係る誓約条項規定 等

なお、実行金の全部又は一部がリファイナンスに充当されるときは、リファイナンス時点においてプロジェクトが適格プロジェクトの条件を充足していることを適格性の要件とする。

2) 社会的な目標及びインパクト・レポーティング

ファイナンスに際しては、借入人が適格プロジェクトで実現しようとする社会的な目標（誰が、どのように便益を受けることができるのか）についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された社会的な便益を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標（アウトプット指標又はアウトカム指標）の使用を求め、可能な限り定量的な指標（例えば、保育園新規入園者数、医療技術の実施件数、融資プログラム利用による雇用創出数等）が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。パフォーマンス指標の選定に際しては、ICMA、LMA、官公庁等が公表する各種資料を参考とする。

3) プロジェクトに付随するネガティブな影響

適格プロジェクトが環境及び社会に対しネガティブな影響をもたらす可能性があり、その影響が回避できないとき、並びにファイナンス実行に当たりその潜在的なリスクが適切に最小化され、緩和策が講じられているときでも、ネガティブな影響が想定以上に顕在化していないかモニタリングすることとする。

5. 借入人及びスポンサーとの対話

プロジェクトの適格性判断時（評価付与に向けた面談、書面での質疑応答等）、及びソーシャル評価後（評価内容のフィードバック、運用モニタリング時等）、III.1.で掲げるフロント関連部署又は専門部署は、必要に応じて次に例示する内容について対話を通じて確認を行うこととする。なお、サステナブルインパクト評価室が対話をを行うときは、特にプロジェクトの適格性判断に当たってのサステナブルインパクト評価室の独立性を確保し、評価における公平性及び客観性に影響を及ぼさないように十分に注意することとする。

1) プロジェクトのソーシャル適格性に関する確認

- ・ 借入人が当該プロジェクトを通じて対処又は軽減を目指す社会課題及びその方針（II.1.）
- ・ 当該プロジェクトに関する環境社会マネジメント体制・取組み（II.2.）
- ・ 当該プロジェクトと借入人及びスポンサーのサステナビリティ戦略との整合性（II.3.）
- ・ 運用モニタリング時、当該プロジェクト並びに借入人及びスポンサーにおいて、環境・社会面のネガティブな影響が顕在化した、又はその懸念が生じたときは、当該ネガティブな影響の規模・深刻度等（II.4.）

2) プロジェクトのポジティブインパクト創出及びネガティブインパクトマネジメントの蓋然性を高め、借入人及びスポンサーに貢献することを目的とした対話

- 国内外でのサステナブルファイナンスの潮流の共有、並びに借入人及びスポンサーのサステナブルファイナンスへの取組みに対する示唆
- 借入人及び当該プロジェクトの業界全体及び同業他社における国内外のサステナビリティの潮流の共有、借入人のサステナビリティやインパクトマネジメントに関する取組みへの示唆及びアドバイス(評価内容のフィードバックもこれに含む。)
- その他、評価時の対話で得られた、サステナブルインパクト評価以外の領域に資する還元

6. 除外リスト

適格プロジェクトが本フレームワークの1.に記載する適格プロジェクトの条件を満たすものであっても、「グループサステナビリティ経営ポリシー」及び「責任ある投融資に向けた取組方針」において禁止される取引に該当するときは、当行グループはかかる投融資を行わない。

また、適格プロジェクト以外の事業も含む借入人及びスポンサー等の企業活動において、明らかなガバナンス体制の欠如等により環境・社会に重大な悪影響を及ぼす懸念があるときは、サステナブルインパクト評価室はかかる懸念を本フレームワークとの適合性判断に勘案する。

III. 適格プロジェクトの選定基準及びプロセス

1. プロジェクトの選定関与者

機能	部署名	2.のプロセスにおける役割
フロント関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> 候補プロジェクトの選定 借入人窓口として、必要な情報の入手及びサステナビリティ戦略等に係る対話の実施 プロジェクトに係る期中モニタリング及び借入人との対話
審査関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンスの審査の実施
専門部署	サステナブルインパクト推進部	<ul style="list-style-type: none"> フロント関連部署へのアドバイスの提供 サステナビリティ戦略等に係る対話の実施
	サステナブルインパクト評価室	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトのソーシャル性の判断 本フレームワーク又は/及びソーシャルローン原則等への準拠の確認 プロジェクトの環境・社会リスク評価 サステナビリティ戦略等に係る対話の実施 本フレームワークの見直し
企画関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> 「グループサステナビリティ経営ポリシー」及び「責任ある投融資に向けた取組方針」の見直し

2. プロジェクト選定プロセス

1) プロジェクトのソーシャル性に係る判断を行うプロセス

本フレームワーク適用の候補となるプロジェクトの選定は、本フレームワークに定める適格プロジェクトの条件を参考にフロント関連部署が行う。サステナブルインパクト評価室は、フロント関連部署が候補として選定したプロジェクトについて適格性を判断するものとし、判断に際して客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、外部専門家に照会する。

2) 本フレームワーク等への適合性を確認するプロセス

フロント関連部署はサステナブルインパクト推進部からのアドバイスを踏まえ、当該プロジェクトへのファイナンスが本フレームワークに適合したものとなるように、借入人及びスポンサーと対話を行う。サステナブルインパクト評価室は、当該ファイナンスの「本フレームワーク」又は/及び「ソーシャルローン原則」への適合性を確認し、サステナブルインパクト評価室員のみで構成される評価会議において最終判断する。

3) プロジェクトの環境・社会的リスク評価に係るプロセス

プロジェクトの環境・社会的リスク評価（「責任ある投融資に向けた取組方針」並びに赤道原則に係る内規程及びガイドラインを遵守しているかの確認を含む。）は、フロント関連部署から提出される情報をもとに、サステナブルインパクト評価室がこれを行う。サステナブルインパクト評価室は、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、外部専門家に照会する。

4) ファイナンスの審査を行うプロセス

フロント関連部署に対するけん制機能を果たす観点から、適格プロジェクトへのファイナンスに関する審査業務は各審査関連部署がこれを行う。

5) 最終的にファイナンスを決定（承認）するプロセス

ファイナンスの最終判断は、社内規程の定めるところによる。

IV. 新生ソーシャルファイナンス実行に際しての前提条件

- ・ 本フレームワークに定める当行のプロジェクト選定・承認プロセスを経ていること。
- ・ リスク評価において、環境及び社会に及ぼしうる影響を特定し、必要な対応策を講じていること。
- ・ 赤道原則の対象となるプロジェクトのときは、赤道原則を遵守していること。
- ・ 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引に該当するときは、環境社会レビューを経ていること。
- ・ 当行所定の審査を経ていること。
- ・ 適格プロジェクト以外の事業も含む借入人等の企業活動において、明らかなガバナンス体制の欠如等により適格プロジェクトにかかわらず環境・社会に重大な悪影響を及ぼす懸念がある場合はソーシャル評価を付与しないときがある。

以上

改訂：2024 年 12 月 27 日